



2026年3月27日

各位

会社名 リリカラ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岡田 卓哉
(コード番号9827)
問合せ先
役職・氏名 取締役専務執行役員コーポレート本部長 平山 雅也
電話 03-3366-7845

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社ティーケーピーについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2025年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社ティーケーピー	親会社	53.0	－	53.0	・株式会社東京証券取引所 グロース市場

2. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係等

親会社である株式会社ティーケーピーは、空間再生流通事業が主要な事業の内容であり、当社はインテリア事業及びスペースソリューション事業、不動産投資開発事業を主たる業務としています。

2026年3月27日現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）8名のうち、株式会社ティーケーピーの役職を兼務している者はありませんが、以下の1名が同社の子会社等の役職を兼務しております。

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ会社における役職	就任理由
取締役	渋谷 守浩	株式会社エスクリ（株式会社ティーケーピーの子会社）代表取締役社長 CEO 株式会社渋谷（株式会社エスクリの子会社）代表取締役会長兼社長 SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社（株式会社渋谷の子会社）代表取締役会長兼社長	建築・内装工事・不動産等に関する豊富な知見および経営者としての幅広い経験を有しており、これらの知見と経験を活かして当社の事業運営および経営全般に対する監督・助言をいただくとともに、当社と親会社グループとの連携強化に貢献いただくことを期待し、取締役として選任しております。

(出向者の受入れ状況)

該当事項はありません。

(2) 親会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響

当社は、株式会社ティーケーピーのオフィス改装等を当社が請負うことや同社関連企業との協業によるシナジーの推進を考えています。

現在、当社の取締役のうち株式会社ティーケーピーの役職を兼務している者はおらず、1名が同社の子会社等の役職を兼務しておりますが、当社の意思決定に関して同グループの承認は必要なく、当社が独自に経営の意思決定を行っております。ただし、親会社で当社議決権の53.0%を所有していますので、株主総会が必要となる全ての事項の決定に関して、同社が影響を与える可能性があります。

なお、当社取締役としての職務は当社の利益を最優先として独立した立場で遂行されており、当社の経営の意思決定において親会社グループからの指示等を受けるものではありません。

(3) 親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、2021年3月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

監査等委員会設置会社である当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、監査等委員である取締役を3名としており、うち2名が社外取締役であります。社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査等委員会では取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

経営戦略の大きな方向性は取締役会で策定され、日常的な経営の執行は常勤の執行役員で構成される経営会議が担っております。

これらの体制を構築することによって、親会社からの一定の独立性の確保を図っております。

(4) 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役3名のうち2名が独立社外取締役であります。経営の意思決定機関としての取締役会と監督機関としての監査等委員会、及び取締役会における意思決定に基づく業務執行を機動的に実行することを目的とした執行役員制度をそれぞれ備えています。加えて、独立社外取締役を複数名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化しており、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

これらの体制の整備によって、親会社からの一定の独立性は確保されています。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当社の最近事業年度（2025年12月期）において、支配株主等との間に開示すべき重要な取引はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

少数株主と利益が相反することが懸念される重要な取引・行為については、新規取引開始時及び既存取引の更新時において、独立社外取締役2名を含めた取締役会の決議を経た上で行うこととしており、これにより少数株主の保護に努めております。

また、支配株主との取引等を行う場合には、取引条件の妥当性および当社の少数株主の利益を害することがないかについて十分に検討したうえで、必要に応じて独立社外取締役の意見を踏まえ、取締役会において決議することとしております。

以上